

公正な採用選考をめざして

- ・「人を人としてみる」基本的人権の尊重
- ・応募者の適性と能力に基づいた基準による選考

岐 阜 労 働 局
ハ ロ ー ワ ー ク
(公共職業安定所)

不明な点、迷った点は、面接等の前にハローワークへ相談を

◎公共職業安定所（ハローワーク）一覧

所 名 (出張所名)	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
岐 阜	岐阜市五坪 1-9-1 岐阜労働総合庁舎内	(058)247-3211	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、 瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
大 垣	大垣市藤江町 1-1-8	(0584)73-8609	大垣市、海津市、不破郡、養老郡、安八郡
(揖 斐)	揖斐郡揖斐川町極楽寺 字村前 95-1	(0585)22-0149	揖斐郡
多 治 見	多治見市音羽町 5-39-1 多治見労働総合庁舎内	(0572)22-3381	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、 可児郡
高 山	高山市昭和町 2-220	(0577)32-1144	高山市、大野郡、飛騨市、 下呂市(金山町を除く)
恵 那	恵那市長島町正家 1-3-12 恵那合同庁舎内	(0573)26-1341	恵那市
関	関市西本郷通り 4-6-10	(0575)22-3223	関市、美濃市
(岐阜八幡)	郡上市八幡町有坂 1209-2 郡上八幡地方合同庁舎内	(0575)65-3108	郡上市
美濃加茂	美濃加茂市深田町 1-206-9	(0574)25-2178	美濃加茂市、加茂郡、下呂市金山町
中 津 川	中津川市かやの木町 4-3 中津川合同庁舎内	(0573)66-1337	中津川市

◎岐阜労働局職業安定部職業安定課

所在地	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎4階	TEL	(058)245-1311
-----	------------------------	-----	---------------

Ⅳ 公正採用選考人権啓発推進員制度 (12ページ)【岐阜労働局での取扱い】

○ 推進員制度は、おおむね次の基準に基づき、公共職業安定所が選定した事業所に対して、推進員の選任を勧奨することとしています。

ア 常時使用する従業員の数が30人以上である事業所

イ 上記のほか、公共職業安定所長が選任することが適当であると認める事業所

ウ 労働者派遣元事業所、民営職業紹介事業所

- エ 岐阜労働局所管の制度・事務事業等に係る公益法人等の関係団体
- オ 地方公共団体を代行して公的施設の管理等の業務を担う民間事業者等

○ 推進員選任・変更届の提出

推進員を新たに選任した事業所あるいは人事異動等により推進員に変更があった事業所は、※「公正採用選考人権啓発推進員 選任・変更届」を、それぞれの事業所所在地の管轄ハローワークに提出することとなっています。

なお、事業所が移転した場合は、再度提出していただくこともありますので、ハローワークに御連絡ください。

また、提出方法はeメールを使用したオンライン提出も可能です。（下記アドレス参照）

ハローワーク名	提出先アドレス（公正採用選考専用）
岐阜	suishinin21010@mhlw.go.jp
大垣	suishinin21020@mhlw.go.jp
多治見	suishinin21030@mhlw.go.jp
高山	suishinin21040@mhlw.go.jp
恵那	suishinin21050@mhlw.go.jp
関	suishinin21060@mhlw.go.jp
岐阜八幡出張所	suishinin21061@mhlw.go.jp
美濃加茂	suishinin21070@mhlw.go.jp
中津川	suishinin21090@mhlw.go.jp

※「公正採用選考人権啓発推進員 選任・変更届」は最終ページの様式をコピーして使用いただくか、管轄ハローワーク、岐阜労働局ホームページ(<https://isite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku>)から入手できます。

V-5 学力試験・作文 (31 ページ)

作文のテーマ(題)として不適切なものの例

- × 私 私を語る これからの私
- × 私の生いたち 私の生いたちをドラマ化して書け
- × 私の家庭 わが家 わが家と健康
- × 私の両親 父を語る 母を語る わが父親像
- × 私の家族 家族の紹介 私の家庭と私の将来
- × 私の家庭の日常生活 私の家庭環境と私の任務
- × 私の家庭の長所と短所

本人の適性・能力に関係のない、本人に責任のない事項を把握することになり、就職差別につながるおそれがあります。

- × わが家の横顔
- × 私の信条
- × 私はこのようになりたい。私はこういう人になりたい
- × 最近の新聞を読んで
- × 尊敬する人物

思想信条の自由に触れるおそれがあります。

- × 私の短所——「誰でも多少の長所短所は持っているものであり、努力次第で正すことができるのであるから、短所を恥じることはなく、したがって出題しても問題ないではないか。」との意見があります。

しかし、応募者の側においては、人生を決する重大事としての採用選考に臨んでいるのであり、短所を採否の基準にはされたくないと考えているので、これを問われる精神的動揺の大きさを配慮していただきたいと思います。

また、短所とは、「劣っている点」、「あら」、「欠点」、「弱点」などの意味であり、応募者の身体、知識、個性、生活など、あらゆる範囲に関連づけられるものであり、時として、応募者の基本的人権にも抵触しかねません。

なお、困難に対してどう工夫したかを問う質問であれば、例えば、「学生生活で直面した困難な出来事に対してどう工夫したか」等の形を変えた聞き方を検討しましょう。

作文のテーマ(題)の参考例(学卒者の場合)

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| ○ 学生生活で得たもの | ○ 社会人となるにあたって |
| ○ 学生生活と私 | ○ 社会人になる心構え |
| ○ 学生生活を振り返って | ○ あなたは、やがて企業人として出発しますが、抱負と希望をまとめなさい。 |
| ○ 学生生活で得たものを今後どのようにいかしていくつもりなのか述べなさい。 | ○ チームワーク |
| ○ あなたは、学生生活からなにを学び、なにを得ましたか。 | ○ 当社志望の理由、動機 |
| | ○ 働くこと |

V-7 面接 (33～37ページ)

してはならない質問の例

① 本籍地などに関する質問

- × あなたの本籍地はどこですか。
- × あなたのお父さんやお母さんの出身地はどこですか。
- × どうして本籍と現住所が違うのですか。
- × 生まれてからずっと現住所に住んでいるのですか。
- × あなたの生まれたところはどこですか。

本籍地を答えたくない（書きたくない）人がいます。

本籍を質問することは、公正な採用選考から同和関係者や在日韓国・朝鮮人の人たちを排除してしまうことになりかねません。

差別につながるこのような質問をすることは許されません。

何より本籍は、本人の適性・能力と何ら関係がありません。

② 家の所在地や環境に関する質問

- × ○○町のどの辺ですか。
- × あなたの住んでいる地域は、どのような環境ですか。
- × あなたの自宅付近の略図を書いてください。
- × あなたの家庭の雰囲気は明るいですか。
- × あなたは転校の経験がありますか。
- × お父さん（お母さん）がいないようですが、どうしたのですか。
- × お父さん（お母さん）は病死ですか、死因は何ですか。
- × お父さんが義父となっていますが、詳しく話して下さい。
- × お父さんお母さんの学歴は。
- × 兄弟は何人ですか。

現住所について詳細に聞いたり、住所の略図を書かせることは「通勤経路の把握」とか、「何かあった時の連絡」を理由にする場合が多く見られます。

しかし、これも採用が決まり入社してから必要に応じて把握すればよいことであり、選考段階では unnecessary 必要です。

選考段階で現住所の環境などをいろいろ聞くことは、身元調査に利用する目的ではないかと判断されます。

また同和関係者を排除する目的で、地域や家庭などの環境を聞くことによって、その対象者を発見する手掛かりとしていた企業が最近明らかになっています。

③ 家族の職業に関する質問

- × あなたのお父さんは、どこの会社に勤めていますか。また、役職は何ですか。
- × あなたの家の家業は何ですか。
- × あなたの家族の職業を教えてください。
- × あなたの御両親は共働きですか。
- × あなたのお兄さんはどこに就職していますか。
- × お母さんは何をしていますか。

これらの質問に共通しているのは、応募者本人の適性と能力には関係のない、しかも本人の責任のないこと（家族の職業等）で採否を判断しようとするものです。

このことは応募者の基本的人権を尊重しない考え方です。

また、この質問には、「同業者の子弟は企業防衛上困るので聞いた。」、「採用後すぐやめられると困るので、親の職業を聞いて定着性を判断するため」、「家族の職業によって採否を決めるつもりはなく、緊張感をほぐすため軽い気持ちで聞いただけ」、「採用後何かあったときの連絡先を知るため」等の理由づけをされることが多くみられますが、採用決定をしていないうちから採用後の緊急連絡先を知る必要はなく、また、「緊張感をほぐす」といっても職業的差別観を持つ人たちが今なお少なくない状況の中で、家族の職業を問われたことにより、屈辱感を味わい、心を痛める人がいることにもっと心を配ることが大切です。

④ 家の資産、家族の収入に関する質問

- × あなたのおうちは、田畑がどれくらいありますか。
- × あなたのおうちの不動産はどれくらいありますか。
- × あなたのおうちは、山林がありますか。
- × あなたの住んでいる家や土地は、自分のものですか。
- × あなたの家族の収入はどれくらいですか。
- × あなたの学費は誰が出しましたか。

家の資産の有無は、採用後企業に損害を与えた場合の補償能力を判断するために聞く場合と、資産・収入の程度から家柄や育ちの良否を推量し、偏見をもって応募者の人格を判断しようとして聞く場合があります。

これらはいずれも、本人の責任に属さないことであり、職種への適応能力とも何ら関わりのない問題です。

このような質問は、低収入家庭の子らを排除する意図に基づいて行われたと判断されることとなります。

⑤ 思想、信条等に関する質問

- | | |
|------------------------|------------------------|
| × あなたの信条は何ですか。 | × あなたは、今の社会をどう思いますか。 |
| × あなたの信条としている言葉は。 | × 将来どんな人になりたいと思いますか。 |
| × 学生運動をどう思いますか。 | × あなたは、どんな本を愛読していますか。 |
| × あなたの家庭は、何党を支持していますか。 | × 学校外での加入団体を教えてください。 |
| × 労働組合をどう思いますか。 | × あなたの家では、何新聞を読んでいますか。 |
| × 政治や政党に関心がありますか。 | × あなたは主に新聞記事のどこを読みますか。 |
| × 尊敬する人物を教えてください。 | × 書物や雑誌はどんなものを読みますか。 |
| × あなたの人生観は。 | |

思想、信条や宗教、支持する政党、人生観などは、憲法で保障されている個人の自由権に属する事項で、それを採用選考に持ち込むことは、基本的人権を侵すことであり、また、業務遂行上必要のないことです。

⑥ その他の質問等

- × 結婚、出産しても働き続けられますか。
- × 何歳くらいまで働けますか。
- × 今、つきあっている人はいますか。
- × 結婚の予定はありますか。
- × あなたの血液型は何ですか。
- × タバコを吸ったこと（酒を飲んだこと）はありますか。
- × 学校の欠席理由は何ですか。
- × あなたの短所は何ですか。

プライバシーに関することは本来自由であるべきことです。

公正採用選考人権啓発推進員 選 任 ・ 変 更 届

氏 名	役 職 名	選任・変更年月日	従業員数 ※1
		令和 年 月 日	名

公正採用選考人権啓発推進員を上記のとおり、(選任 ・ 変更) しましたので報告します。

令和 年 月 日

〒

事業所所在地

事業所名

事業主氏名

電話番号

雇用保険適用事業所番号

					—							—	
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	---	--

※2 有料、無料職業紹介事業者 許可・届出受理番号

※3 労働者派遣事業者 許可・届出受理番号

公共職業安定所長 殿 ※4

※1 従業員数は、当該事業所における人数を記入してください。(当該事業所が支店の場合は、支店内の人数)

※2、※3は、該当する事業所のみご記入ください。

※4 提出は事業所を管轄する公共職業安定所(出張所)へお願いします。